1 いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な姿勢

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の 人間関係のある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われ るものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの又は当該行為 に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいう。 (いじめ防止対策推進法 第2条)

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。(平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうる、 どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全校の児童一人ひとりが生き生き と楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方 針」を策定した。

本校の「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②いじめの早期発見に努め、学校と家庭が協力していじめ問題の早期解決に努める。
- ③家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの眼で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努める。
- 2 いじめ未然防止のための取り組み
 - (1) 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ①みんな違うけど、みんな仲良し <児童の合言葉1> 「いじめはだめ!」いじめゼロをめざした児童会活動を推進する。
 - ②笑顔であいさつ <児童の合言葉2>

人との関わりを豊かにし、温かな人間関係を生み出すために、笑顔、言葉を交わす「笑顔であいさつ」を推進する。また、保護者の協力を得ながら家庭との連携を図る。

③進んではたらく<児童の合言葉3>

人とつながり協働による相互交流を行うことで達成感を味わい、人と分かり合えるうれしさや 喜びを実感できる学級会活動や清掃活動を推進する。

(2) 児童の自尊感情を育むと共に、校内における温かな人間関係を築く。

「学び合い 響き合う」授業の実践

児童一人ひとりの考えや想いを引き出し、それをつなげ、更に高いものを創りあげていく学び合い響き合う授業を通して、学びの楽しさ・喜びと共に先生と仲間と一緒になってやり遂げたという達成感・成就感を育てる。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断の規範意識等を身に付けさせるため、全ての教育活動を通して道徳教育の充実に努める。

(4)情報モラル教育の推進

発信されたことが急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、情報モラル教育を推進すると共に保護者への啓発を行う。

(5) 家庭との連携

児童一人ひとりに道徳観や規範意識などを身に付けさせ「いのちを尊ぶこころ」や「他者を思い やる気持ち」を育むためには、学校の教育活動だけでなく家庭での取り組みも重要である。学校 と家庭が連携しいじめ未然防止を図る。

(6) いじめに対する教職員の共通理解

いじめは決して許されるものではないことや学校全体としていじめの未然防止に取り組むことをめざし、職員会議や校内研修等を通して教職員全員の共通理解を図る。

- 3 いじめ早期発見・早期解決のための取り組み
 - (1) いじめ早期発見のための取り組み

「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての 教職員が児童の様子を見守り、日常的に丁寧に児童の観察に努める。また、いつでも児童や保護 者が相談できるよう児童・保護者との信頼関係づくりに努める。

- ◎児童の様子の「変化に気づく」 □ 学年や全職員間で共有し、より大勢の目で見守る。
 - 担任は・保護者に家庭での様子などについて伺う。<担任と保護者は課題等を共有・連絡は密に>
 - ・児童に積極的に働きかけ安心感を持たせる。 <児童との信頼関係を築く>
 - ・児童の学校生活や人間関係の悩みなどの把握に努め、問題の早期解決を図る。
- ◎「誰にでも 相談ができる・知らせる」児童に! ❤️「誰にでも 相談される」職員に!
 - ・いじめに限らず、困っていること、悩んでいることがあれば、「誰にでも 相談できる」相談することの大切さをしっかり児童に伝えていく。
 - ・いじめを受けている子、いじめを行っている子、困ったり悩んだりしている子を見たら、「見て見ぬふりをしない」「知らせる・やめさせる」ことの大切さをしっかり児童に伝えていく。
 - ・職員は常にしっかりと児童と向かい合い、児童の心に寄り添って話を聞く姿勢を持つ。
- ①児童対象の「学校生活アンケート」調査を年2回実施する。
- ②学年の発達段階に即したアンケート等による調査を「学校生活アンケート」調査とは別に 実施する。児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校・学級づくりを目指す。
- ③児童及び保護者が相談できるよう、相談体制の整備を行う。

ア スクールカウンセラーとの面談

- イ 学級担任や児童支援担当教諭、その他の教職員等との面談
 - ・相談等のあった事案は「校内支援委員会」を通して情報共有に努めると共に、組織的な対応を図り、問題の早期解決に努める。
 - ・児童保護者による校内の相談は原則としては担任が窓口になるが、いじめの未然防止や早期発見早期解決を図るためには誰とでも相談は可能である。学校外での相談を希望する場合は相談ダイヤルや相談メール、教育委員会や児童相談所等の関係諸機関を紹介する。
- ④地域で児童を見守る「おはようボランティア」「子ども安全サポーター」「スクールサポーター」「民生委員・児童委員」「滝小サポートボランティア」等との会をそれぞれ年に1~3回開催し、児童の校外学習・登下校の様子や放課後の様子等について情報交換をする。
- (2) いじめ早期解決のための取り組み
 - ①教職員が気付いたり、児童保護者から相談があったりした「いじめ」について、速やかに事実 の有無を確認・把握する。(担任だけではなく、学年を中心とした組織的な体制で対応する)

- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめを直ぐにやめさせる。その再発防止のため、いじめ を受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童に対する指導及び支援、又はその保護者 への助言を継続的に行う。
- ③はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④傍観者的な立場にいた児童たちにも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせるなどの行動の 大切さを伝える。
- ⑤いじめ事案に関する情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処 する。
- (3) 家庭との連携した取り組み

いじめ問題が起きた時にはいじめを受けた児童の保護者、いじめを行った児童の保護者双方との 家庭との連携を綿密に行い、学校の取り組みの情報を伝えると共に、家庭での様子等についての 情報を集め指導等に生かす。学校と家庭が連携を図りながら問題解決を図る。

4 「校内支援委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止、いじめ早期発見及び対処等に関する措置 を実効的に行うため、「校内支援委員会」を設置する。

(1)「校内支援委員会」の構成

校長、教頭、児童支援(Bグループ:各学年代表・児童支援担当教諭)、養護教諭、いじめ防止担 当者(児童支援担当教諭)、スクールカウンセラー

*検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討する。

- (2)活動内容
 - ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、実行、検証、修正
 - ・いじめに関する相談や通報への対応
 - ・いじめ事案への対応の検討、決定
 - ・いじめ事案の報告
- (3)会議の開催

原則として毎学期開催。いじめと思われる相談等があった場合には、緊急開催する。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し。教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、敏速に調査に着手する。

- *この基本方針は、平成26年4月1日より適用する。
- *この基本方針は、一部改正し平成28年12月1日より適用する。
- *この基本方針は、一部改正し令和4年11月1より適用する。